

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁組一発第257号
令和5年5月26日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課長

宅地造成等に関する工事からの暴力団排除の推進について（通達）

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）により宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）が改正され、法律の題名が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）に改められるとともに、指定された規制区域内における宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に関する工事申請に係る許可の基準が新設されたことに伴い、国土交通省、農林水産省及び林野庁は、別添「盛土規制法に係る許可申請に係る工事主の信用の確認について」（令和5年5月26日付け国官参宅第9号ほか。以下「信用確認通知」という。）のとおり、法の規定を根拠として暴力団排除条項を整備した。よって、各都道府県警察にあつては、都道府県（指定都市、中核市を含む。以下同じ。）との緊密な連携の下、宅地造成等に関する工事からの暴力団排除の推進に努められたい。

記

1 概要

法第10条第1項には都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む。以下同じ。）は宅地造成等工事規制区域を、法第26条第1項には都道府県知事は特定盛土等規制区域を指定することができる旨が規定されている。

宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項には、工事主は、当該工事に着手する前に都道府県知事の許可を受けなければならないと規定され、同条第2項各号には許可の基準が定められているところ、同第2号において、工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があることとされている。また、信用確認通知においては工事主の信用に関する確認事項を設け、同確認事項に暴力団排除条項が整備されたものである。

なお、法第30条に規定されている特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係る都道府県知事の許可についても同様の運用である。

2 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

(2) 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者があるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 都道府県警察の対応

(1) 照会に対する回答

規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可申請をした工事主が2の排除対象者に該当するか否かについて、都道府県の担当課の長（以下「都道府県担当課長」という。）から警視庁又は道府県警察本部の暴力団対策を主管する課等の長（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対して照会が行われることから、照会を受けた暴力団対策主管課長等は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成31年3月20日付け警察庁丙組組企第105号、丙組暴発第7号）に基づき、適切に対応すること。

また、文書により回答する場合には、別記様式第1号「回答書」を使用すること。

(2) 通知

暴力団対策主管課長等は、3(1)による照会以外で、工事主（法人である場合は、役員を含む。）が排除対象者であると認めた場合は、都道府県担当課長に対し、速やかに通知すること。

また、文書により通知する場合には、別記様式第2号「通知書」を使用すること。

4 保護対策

都道府県の担当課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講ずること。

別記様式、別添は省略